

# 令和6年度自然共生サイト認定推進モデル事業企画・運營業務委託企画提案募集要領

## 1 目的

生物多様性に関しては、令和4年度に世界目標である「昆明－モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、これを受けて令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されており、これらの具体的な目標の一つとして、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域（国立公園、県立自然公園等）及びOECM（保護地域以外で生物多様性に資する地域）により保全する「30by30目標」が示されている。

本県においても、国内外の動向や県内の状況を踏まえて、令和6年3月に生物多様性鹿児島県戦略を改定し、この中で、具体的な目標の一つとして県内の陸域における「30by30」の達成を掲げている。

本県の県土面積に対する保護地域の割合は、令和5年度末時点で、18.7%であり、陸域における「30by30」を達成するには、2030年度までに新たに、保護地域とOECMを合わせて県土面積の11.3%を保全する必要がある。保護地域の指定だけでなく、自然共生サイトの認定を通じて、OECMの面積を拡大していく必要がある。

OECMの面積拡大に当たっては、生物多様性を優先的に保全すべきエリアの抽出が必要であり、本事業においては、生物多様性に関する既存の調査・研究結果を基にして近年整備が進められているビッグデータの分析による定量的な評価も参考にしながら、県内における生物多様保全の取り組み状況や生物多様性の保全上重要なエリア等を網羅的に調査する。

また、生物多様性の保全が図られているエリアや取組等について、自然共生サイトの認定を希望するものについて、当該エリアの詳細調査及び認定申請書の作成補助等、自然共生サイトへの認定に向けた伴走支援を行い、自然共生サイトの認定を推進する。

## 2 業務委託の概要

- (1) 契約者  
鹿児島県知事（鹿児島県環境林務部自然保護課）
- (2) 業務名  
令和6年度自然共生サイト認定推進モデル事業企画・運營業務委託
- (3) 委託料  
業務を行うために必要な全ての経費とし、10,535,000円以内（金額には消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
- (4) 履行期限  
令和7年3月21日（金）

## 3 業務委託の内容

- (1) 県内の生物多様性に関する民間企業や団体等の取組事例や生物多様性の保全が図られているエリアの調査
    - ア 調査対象地域
      - ・県内全域
    - イ 調査方法
      - ・アンケート調査
      - ・文献調査
      - ・ヒアリング調査 等
    - ウ 調査内容
      - ・生物多様性の保全や自然保護等の取組の有無
      - ・生物多様性の保全や自然保護等に取り組んでいるエリアの概要 等
- ※調査においては、環境省の定める自然共生サイトの認定基準を満たすものを抽出すること。特に、保護地域と重複していないエリアを優先的に抽出する。  
また、調査結果については、県ホームページや県が主催する生物多様性に関するセミナー等、公に使用されることについて、調査対象者に書面で承諾を得ること。

- (2) 生物多様性ビッグデータ等を活用し、県内における生物多様性保全上重要なエリアの定量的な評価
  - ア 評価方法  
J-BMPデータの検証及び整理を行い、その他既存文献情報と併せて、県内における生物多様性保全上重要なエリアを定量的に評価する。
- (3) 生物多様性情報を整理したマップの作成
  - ア マップについて  
(1)及び(2)の調査結果をとりまとめ、県内の生物多様性に関する情報を一元的に把握できるマップを作成する。
- (4) 自然共生サイト認定へ向けた伴走支援
  - ア 伴走支援対象者の公募  
募集時期については、県が別途実施する生物多様性に関するセミナーの開催以降を基本とし、令和6年度下期及び令和7年度上期の自然共生サイト認定申請に向けた案件を主な対象とする。
  - イ 伴走支援対象者の選定  
応募案件の中から、生物多様性保全上の重要度や自然共生サイトとしてのモデル性の高いエリアを予算の範囲内で選定する。
  - ウ 対象エリアの詳細調査  
環境省の定める自然共生サイトの認定基準に示されている項目に沿って、植物、哺乳類、水性生物、鳥類等、各専任担当による調査対象エリアの動植物の生息状況等の現地調査を行う。
  - エ 認定申請書の作成補助  
申請者へのヒアリングや詳細調査の結果を踏まえて、認定申請書の作成補助を行う。
- (5) 成果品の内容
  - ア 委託業務の内容を報告書として提出すること。
  - イ 成果品については、紙面および電子データ（DVD等に格納）で提出すること

※その他、本業務の目的の達成に資する提案については、これを妨げない。

#### 4 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県税を滞納していないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (6) 鹿児島県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有すること。

#### 5 質問書の提出

応募にあたり、質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限  
令和6年4月19日（金）午後5時必着
- (2) 提出書類  
質問書（様式5）のとおりに
- (3) 提出方法  
郵送、FAX、メールまたは持参
- (4) 提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係

(5) 回答

質問書に対する回答は、令和6年4月22日(月)までに、ホームページに公開するものとする。

## 6 参加の意思表示

企画提案への参加の意思表示について、以下により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和6年4月23日(火)午後5時必着
- (2) 提出書類  
参加表明書(様式1)のとおり
- (3) 提出方法  
郵送, F A X, メールまたは持参
- (4) 提出先  
鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係

## 7 提案事項

- (1) 提出期限  
令和6年5月2日(木)午後5時
- (2) 提出書類
  - ア 法人等調書(様式2)
  - イ 誓約書・役員等名簿(様式3) ※両面印刷とすること
  - ウ 企画提案書(様式任意)  
募集要領に基づく自由提案とするが、次の事項を必ず盛り込むこと  
(ア) 県内の生物多様性に関する民間企業や団体等の取組事例や生物多様性の保全が図られているエリアの調査スケジュール  
(イ) 成果品のイメージ
  - エ 実施体制(様式任意)  
業務を実施するに当たっての人的体制(責任者及び担当者の氏名, 役職, 経験年数, 業務分担内容等)を示すこと
  - オ 類似業務実績(様式4)
  - カ 経費積算書(様式任意)  
経費の総額及び内訳がわかるものとする
- (3) 提出方法  
郵送または持参
- (4) 提出先  
鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係
- (5) 提出部数  
6部(正本1部, 副本5部)
- (6) 応募における留意事項
  - ア 応募は, 1者につき1提案とする。
  - イ 企画提案書の規格はA4版又はA3版の折込みとする。

## 8 企画選定概要

- (1) 企画選定  
選定委員会を開催し, 提出された企画提案書の内容について審査し, 最も内容が優れているとされた企画書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。なお, 審査に際し, 企画提案書の内容等について確認を要する事項がある場合には, 企画提案者に対し, 問い合わせを行う。
- (2) 審査結果の通知  
審査結果は, 全ての応募者に対して文書で通知する。なお, 審査内容については公表しないほか, 審査内容及び評価結果についての異議申立ては, 一切受け付けない。結果の通知は, 令和6年5月中旬を予定する。

## 9 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては、応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、委託先の候補者と鹿児島県は、応募書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議、調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整ったときに、業務委託契約を締結するが、協議等が整わなかったときは、企画選定委員会において次点とされた者と、改めて協議等を行うものとする。

## 10 スケジュール

令和6年4月15日（月）	企画提案募集開始
4月19日（金）午後5時	質問書提出期限
4月22日（月）午後5時	質問書に対する回答期限
4月23日（火）午後5時	参加表明書提出期限
5月2日（木）午後5時	企画提案書等提出期限
5月中旬	審査結果通知
5月中旬	業務委託契約締結（事業開始）

## 11 その他

- (1) 応募書類の作成等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類、審査基準、審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 企画提案書による提案内容及び本契約により制作された制作物の著作権は鹿児島県に帰属する。

## 12 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係  
TEL 099-286-2613 FAX 099-286-5546  
E-mail sizenho@pref.kagoshima.lg.jp